

## 委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成30年11月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文  
善通寺市監査委員 林野忠弘

### 平成30年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査（前期分）を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

平成30年4月1日から同年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

#### 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 学校給食センター 市民会館 図書館

### 3 監査の期間

平成 30 年 10 月 2 日（火）から同月 24 日（水）まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

なお、太陽光発電所の賃貸借契約書は、平成 46 年度及び 47 年度の消費税は、8%と記載している。

しかし、プロポーザル仕様書には、消費税が 10%となった場合でも、対応できるようにリース料を設定する旨の記載があることから、当面は問題ないと思われる。

#### **個別指摘事項**

(消防本部)

#### ① エレベータ委託契約書について

本委託契約書は、3年間の長期委託契約であるが、条項の中に20年間の契約に限る保証の文言を規定している。この規定は、長期継続契約として不適切なので、次の契約時においては、この文言を削る等を検討されたい。

#### ② 土地の賃貸借契約について

法人相手の土地の賃貸借契約書について、代表者氏名の記名がない契約書がある。

このことは、契約書として不備になるので、今後、契約更新をする場合においては、訂正されたい。

(教育総務課)

① 学童保育の設置小学校名、実施場所等の告示について

現在、学童保育について、中央小学校及び竜川小学校以外は、各校区の幼稚園を使用している。平成32年度から開始する学童保育について、条例等で実施場所等を規定し、告示することが必要である。

なお、この事案は、県内の他7市では、既に実施されている。

今後、市民に対して、校区別の学童保育に係る実施場所等について、告示されたい。

② 園児数の減少に伴う施策について

本市においては、昭和の合併後に8幼稚園を設置し、現在に至っているが、園児数が10人に満たない幼稚園がある一方で、170人を超える幼稚園が見られる。

近年、社会全体で園児の数が減少する中、将来的には経営面から幼稚園の設置の検討も考えられる。

一方、未合併の坂出市においては、幼稚園の再配置がなされている。

今後、本市においても、公立幼稚園のあり方等について整理した上で、新たな幼稚園施策について、展開を図るよう検討されたい。

③ 土地の賃貸借契約の自動更新について

このことは、地方自治法第232条の3で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、自動更新条項を定めることができないことになっている。

早急に、相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

④ 生活支援員（非常勤職員）の任用期間について

現在、小学校、幼稚園等には、一部の園児等の学校生活を支援するため、市派遣の非常勤職員である生活支援員が、70名程従事している。

このことにより、支援を受けている園児等は、学校生活をよりスムーズに送られている。

しかしながら、同生活支援員の任用期間は、「善通寺市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例施行規則」により、教職員免許法による免許を取得していない職員は、3年を超えることができないとなっており、この一部の職員は、今年度末に3年を経過する。

今後、支援している園児等が慣れた生活支援員ではなく、新たな生活支援員になることによって、馴染めない場合が発生する懸念があるので、同条例施行規則の改正等について、関係部署と協議されたい。

(生涯学習課)

登録有形文化財の修繕等に係る周知について

本市には、文化庁の登録有形文化財は40件登録されているが、現在、その一部の建物において、外壁工事が進められている。

この場合において、登録有形文化財の国庫補助要項により、補助金対象となる可能性があり、市教育委員会及び県教育委員会を通して文化庁へ、補助金申請を進達することになっている。

なお、同事案について、補助金対象となるのかの是非は別として、今後、災害等による登録有形文化財の修繕が発生する懸念があり、所有者等への周知徹底をするよう検討されたい。

(市民会館)

① 行政財産の目的外貸付について

2団体に対する行政財産の目的外貸付について、貸付契約書の締結をしていない事案がある。この行為は、地方自治法及び善通寺市公有財産規則に照らすと不適切であるので、早急に、改善されたい。

② 物品の貸借契約について

盆栽に係る貸借契約について、個人事業者の印鑑がなく、屋号を押印している契約書がある。

今後、契約を更新する場合においては、訂正されたい。